

令和5年度 高等学校等就学支援金の手引き

| | |
|-----|-----------------|
| 問合せ | 神戸高等学校事務室 |
| 申請先 | 電話 059-382-0071 |

制度の概要

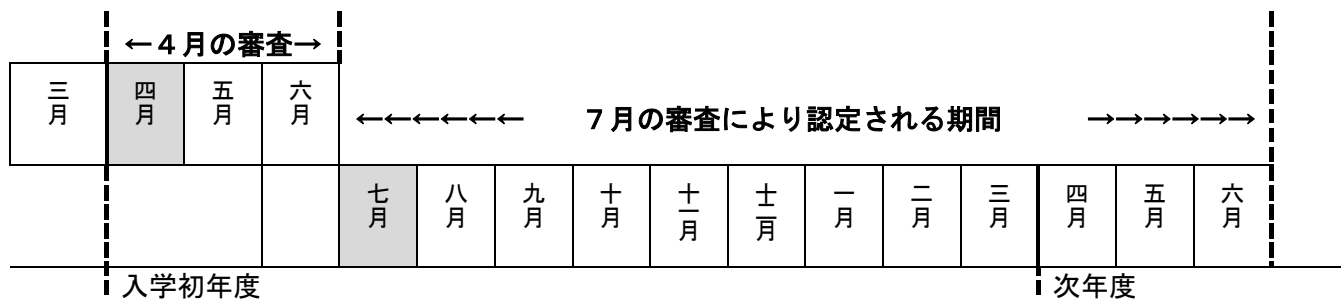
受給資格の認定を受けた方について、国から授業料と同額の就学支援金が県に直接交付されます。

手続きを行い、**受給資格の認定を受けた方は、授業料の負担はありません**が、認定されなかった方や申請手続きをされない方は、授業料を納付する必要があります。

※所得の基準は、保護者等（親権者）の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合計額が、**304,200円未満**であることです。

手続きの時期

4月の申請で認定されると、4月～6月分の授業料の負担がなくなります。審査対象となる収入の年度が毎年6月に切り替わるため、7月～翌年6月分の授業料については、7月に再度審査します。



1年生の手続き

手順 **4月10日（月）**にログイン ID 通知書を配布しますので、高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）にログインして、**申請意思の有無の登録（全員）**及び**受給資格認定の申請（申請する生徒のみ）**を行って下さい。（マニュアルは、神戸高校 HP に掲載します。）

※申請される方は、**保護者等のマイナンバー**をご用意ください。

手続きの締切日と提出書類

| | | |
|--------------------|----------|---|
| ○申請意思の有無の登録 ○申請 | 入力締切 | 申請意思の有無の登録（全員）：2023年4月20日（木） 申請（申請する生徒のみ）：2023年4月20日（木） 提出書類がある場合：2023年4月24日（月）必着 |
| | 申請に必要な書類 | ○ マイナンバーを入力した方：提出書類はありません。 ○ マイナンバーを入力しない方 「 令和4年度 の市町村民税の課税標準額及び調整控除の額が確認できる書類（課税証明書等）」 ※マイナンバーによる税額照会ができなかった場合に、追加で「課税証明書等」を求める場合があります。 |

詳しくは次ページ以降を参照して下さい。

○支給対象となる方の条件（次の1から5の全ての条件を備えることが必要です。）

- 1 生徒本人が高等学校等に在学していること
- 2 生徒本人が日本国内に住所を有していること
- 3 過去に、高等学校等を卒業又は修了していないこと
- 4 過去に高等学校等に在学したことがある場合、在学期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超えていないこと
- 5 保護者等（※1）の収入の状況が一定の基準（※2）を超えていないこと

※1 保護者等とは、原則、親権者を指します。

なお、親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順に「保護者等」に該当させることとなります。

※2 保護者等全員の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合計額が、304,200円未満であること。
ただし、生徒本人が早生まれ（令和5年4月～6月分の支給においては、生年月日が平成18年1月2日～4月1日生まれ）で、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、当該生徒の審査において、保護者等の課税標準額から33万円（扶養控除相当額）を控除した金額を用いて算定します。

○保護者等の収入状況の確認について

- ・ **オンライン申請画面の「収入状況提出方法」で「個人番号を入力する」を選択し、保護者等全員のマイナンバーをシステムへ入力してください。**
- ・ マイナンバー入力の際は、「マイナンバーカード」または「個人番号が記載された住民票の写し」等をご確認のうえ、お間違のないよう入力してください。
- ・ **親権者の1人が配偶者の扶養に依っている控除対象配偶者である場合でも、マイナンバーの入力は省略できません。**保護者等全員分を入力してください。
- ・ 家庭の事情により、やむを得ず（※3）、親権者の1人がマイナンバーを入力できない場合には、親権者1人分のマイナンバーを入力してください。
 - ※3 ドメスティックバイオレンス（DV）や児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合、失踪により接触することができない等の特別な事情が存在する場合（「別居で生計が別」という理由のみでは、やむを得ずとはなりません。）
- ・ 入力されたマイナンバーにより、三重県教育委員会事務局で税額の照会をすることで、就学支援金の認定審査を行います。
- ・ 親権者等がおらず、生徒本人のマイナンバーを入力する場合は、本人確認用画像の添付が必要です。「マイナンバーカード」または「個人番号が記載された住民票の写し」の画像をアップロードしてください。
- ・ 本人確認用画像には「個人番号通知カード」は原則として使用できません。ただし、「個人番号通知カード」の記載事項を変更すべき事由が発生しておらず記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に「個人番号通知カード」の変更手続きが完了している場合に限り、「マイナンバーカード」の代わりに「個人番号通知カード」の画像を添付することは可能です。
- ・ **収入申告（源泉徴収又は確定申告等）を行っていない方は、税額の照会ができないため、申告をしてください。**詳しくは、市町村の税務担当窓口でご相談ください。

○市町村民税の課税標準額及び調整控除の額が確認できる書類（マイナンバーを提出（入力）しない場合のみ提出が必要です。）

- ・ 現在は国内に住所を有しない等の理由でマイナンバーが提出（入力）できない方は、「市町村民税の課税標準額及び調整控除の額が確認できる書類」を提出してください。
- ・ 「市町村民税の課税標準額及び調整控除の額が確認できる書類」とは、「所得課税証明書」、「課税証明書」、「市民税・県民税（所得・課税）証明書」など、市町村で発行される書類です。市町村によって名称が異なりますのでご注意ください。また、当該証明書の様式に必要事項が記載されない場合は、別紙2「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」又はこれに代わる書面も併せて提出していただきます。なお、市町村から送付される納税通知書でも、必要事項が記載されていれば証明できます。（特別徴収税額の決定・変更通知書は使用できません。また、源泉徴収票では、証明できません。）
- ・ 市町村の窓口で請求される場合には、別紙2をお持ちいただき「高校の授業料の収入審査に必要なので、市町村民税の課税標準額及び調整控除の額が確認できる書類をください」と請求してください。請求方法の詳細は、市町村の税務担当窓口で確認してください。
- ・ 生活保護受給証明書は、非課税世帯であることが確認できますので、「市町村民税の課税標準額及び調整控除の額が確認できる書類」として利用できます。

- すべて原本を提出してください。(兄弟姉妹がともに三重県立高等学校に在学している場合は、申出書の提出により「市町村民税の課税標準額及び調整控除の額が確認できる書類」を2人目以降から省略することができます。)
- 収入審査は、保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額の合計が一定の基準を超えていないかどうかで判断しますので、原則、保護者等全員の「市町村民税の課税標準額及び調整控除の額が確認できる書類」を提出してください。ただし、①親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税を課されたとしても304,200円以上でないことが明らかな場合、②親権者が海外に在住し税が賦課されていない場合、③家庭の事情により、やむを得ず(※3)、親権者の1人が書類を提出できない場合には、親権者1人分の「市町村民税の課税標準額及び調整控除の額が確認できる書類」を提出してください。
- 扶養親族でなく、収入申告(源泉徴収又は確定申告等)を行っていない方は、所得を証明する書類は交付されません。詳しくは、市町村の税務担当窓口でご相談ください。

○就学支援金の支給

- 就学支援金は、一定基準未滿と判断された方の授業料と同額が、生徒本人に代わって国から県に支払われ、授業料相当額として充当されます。ただし、通信制の場合は、学校により取扱いが異なる場合があります。

○次年度以降の届出

【マイナンバーを提出(入力)した場合】

- 毎年7月に、前回の申請・届出以降の変更の有無確認のため「高等学校等就学支援金に係る確認書」の提出が必要です。
- 教育委員会で毎年7～8月に税の照会を行い、支給要件を満たしていることが確認されれば、翌年の6月まで(又は卒業まで)の支給が決定されます。(通信制の場合は、学校により取扱いが異なります。)
ただし、在学期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)に達する場合は、37月以降(定時制・通信制は49月以降)の就学支援金は支給されません。

【マイナンバーを提出(入力)していない場合】

- 毎年7月に「収入状況届出書(2回目以降)」を提出いただく必要があります。
- 届出により、支給要件を満たしていることが確認されれば、翌年の6月まで(又は卒業まで)の支給が決定されます。(通信制の場合は、学校により取扱いが異なります。)
ただし、在学期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)に達する場合は、37月以降(定時制・通信制は49月以降)の就学支援金は支給されません。

○変更事項の届出

- 保護者等や収入状況に変更があった場合には、届出が必要です。(保護者の婚姻・離婚・死別、課税地の変更、収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税標準額及び調整控除の額の変更等)
- 届出により判明した収入状況に基づき、就学支援金が新たに支給される場合又は支給資格が消滅する場合があります。**不当な手段により就学支援金を得た場合は、法律により罰せられることがありますのでご注意ください。**

○休学時(支給停止の申出)

- 休学する場合、就学支援金の支給停止を申し出ることが必要です。支給停止となった期間は、就学支援金支給対象期間(全日制は36月、定時制・通信制は48月)に含まれません。
- 休学中は授業料を徴収しないことから就学支援金は支給されません。ただし、休学時に就学支援金の支給停止を申し出ない場合には、休学期間は就学支援金が支給される上限期間(全日制は36月、定時制・通信制は48月)に含めてカウントされます。
- 支給停止は、申出の翌月から認定されますので、休学と同時に支給停止されたい場合は、前月末までに申し出てください。支給再開の申出も同様です。

○復学時(支給再開の申出)

- 復学する場合、就学支援金の支給再開を申し出ることが必要です。「支給再開申出書」の提出があった日の属する月の翌月分から就学支援金の支給を受けることができます。ただし、マイナンバーの提出(入力)がない場合は、「収入状況届出書」及び「市町村民税の課税標準額及び調整控除の額が確認できる書類」の提出が必要となる場合があります。

○支給の終了

就学支援金の支給を受けていた方が、次のケースに至った場合は、引き続いて支給を受けることができません。

- 生徒本人が高等学校等を卒業又は退学した場合
- 休学等により、授業料が発生しない場合
- 高等学校の在学期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えた場合
- 保護者等となる者の変更等により、収入の状況が一定の基準に達した場合
- マイナンバーの提出(入力)がなく、収入状況届を期日までに提出しない場合